

# 事務所だより

第117号  
発行所  
藤田社会保険  
労務士事務所  
京都市伏見区

## 年金生活者支援給付金（第一回）

消費税一〇％増税と同時期に支給開始予定の『年金生活者支援給付金』をご存知でしょうか。今月から複数回にわたって、『年金生活者支援給付金』についてご紹介いたします。

### 約六年半前に成立

『年金生活者支援給付金の支給に関する法律』は、平成二十四（二〇一二年）年十一月十六日・第一八一回国会にて成立しました。

施行期日が『社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。』と規定されていることから、平成二十七（二〇一五年）年十月に消費税の追加引き上げ先送りとなったことで、現時点ではこの法律は施行していません。

しかし、今年十月の消費税

一〇％増税とともに施行されることとなります。

### 給付金の種類と対象者

厚生労働省の公表資料によると、年金生活者支援給付金とは、年金を含めても所得が低い方（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の方等）の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるもので、約九七〇万人（平成三十一年度予算）が対象となると見込まれています。

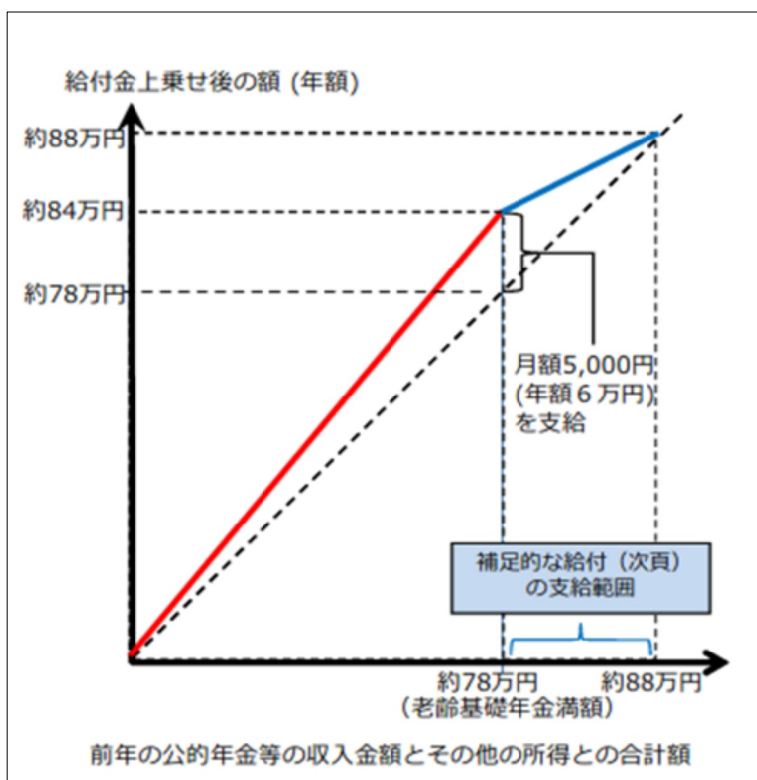
- ①、所得の額が一定の基準を下回る老齢基礎年金受給者に、老齢年金生活者支援給付金を支給する。（対象者数 約六一〇万人）
- ②、所得の逆転を生じさせないよう、上記の所得基準を上回る一定範囲の者に、補足的な老齢年金生活者支援給付金を支給する。（対象者数 約一六〇万人）

③、一定の障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金または遺族年金生活者支援給付金を支給する。（対象者数 約二〇〇万人）

なお、平成二十九年度末現在の国民年金受給者数（※）は約三三八四万人と発表されています。

次回は、給付金の種類ごとの支給要件と不支給事由について掲載いたします。

（※）受給者数とは、受給権者数から全額支給停止者数を除いたもの。旧法国民年金の受給者と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。（『厚生年金保険・国民年金事業の概況』／厚生労働省年金局 平成三十年十二月より）



## アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

### 給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

### 給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続等に関連手続きもサポートいたします。

### 給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

# 子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援金の増額

子ども・子育て支援法（平成二十四年八月成立、平成二十七年四月施行）では、拠出金率の上限を〇・二五％と定めていましたが、「新しい経済政策パッケージ」（平成二十九年十一月八日閣議決定）で〇・四五％へ変更されました。その結果、子ども・子育て拠出金（旧児童手当拠出金）が、毎年度引き上げられます。なお、平成三十一年四月分（令和一年五月納付分）からは、〇・三四％となっています。

一例として、正社員Aさん（三十歳）、正社員Bさん（四十歳）に対する平成二十七（二〇一五）年度と平成

## 子ども・子育て拠出金率の推移

|              |       |
|--------------|-------|
| 平成27（2015）年度 | 0.15% |
| ↓            |       |
| 平成28（2016）年度 | 0.2%  |
| ↓            |       |
| 平成29（2017）年度 | 0.23% |
| ↓            |       |
| 平成30（2018）年度 | 0.29% |
| ↓            |       |
| 平成31（2019）年度 | 0.34% |

**Q** 当社には、今年4月に有給休暇10日を付与した社員が1名います。

付与時に今年度中に少なくとも5日分を消化するよう説明したところ、「有給休暇を来年にまとめて取得したいので、今年度は取得しない。」と言ってきました。

取得を拒否する社員にも、年次有給休暇を時季指定しなければいけません。

## 年次有給休暇の時季指定義務 その2

**A** 今年4月1日施行された年次有給休暇の時季指定義務は、使用者が有給休暇付与日（基準日）から一年の間で5日分の有給休暇を取得させなければならない、というものです。例えば、厚生労働省では、『基準日からの1年間について、それ以前から休職しており、期間中に一度も復職しなかった場合など、使用者にとって義務の履行が不可能な場合義務の履行が不可能な場合には、法違反を問うものではない。』としています。今回のケースは該当していません。

したがって、取得を拒否する社員に対しては、法の趣旨を説明し、理解してもらうことになります。

仮に、使用者が時季指定を行っても社員が休むことを拒否した場合の使用者側の責任がどこまで問われるのか、については、厚生労働省は、『使用者が時季指定をしたにもかかわらず、労働者がこれに従わず、自らの判断で出勤し、使用者がその労働を受領した場合には、年次有給休暇を取得したことにならないため、法違反を問われることになります。ただし、労働基準監督署の監督指導において、法違反が認められた場合は、原則としてその是正に向けて丁寧に指導し、改善を図っていただくこととしています。』としています。

そのため、使用者が時季指定を行っても社員が休むことを拒否した場合について、使用者がどのような対応をとるか明確にしておく必要があります。

円／月（拠出金額）  
一〇二円の負担増

子ども・子育て支援金は、厚生年金保険の被保険者を雇用する事業主が全額負担します。納付する拠出金の額は、厚生年金保険の被保険者一人ずつの標準報酬月額と標準賞与額に、子ども・子育て支援金率を乗じて算出された額の総額です。

や、地域子ども子育て支援事業の資金（放課後児童クラブや児童館の拡充）、企業主導型保育事業への支援などに充てられています。

## 五月の労務手続 「提出先・納付先」

五月十五日  
○労働基準監督署  
○障害者雇用納付金の申告期限、障害者雇用調整金の申請期限（「独」）高年齢・障害者雇用支援機構  
三十一日  
○健保・厚生保険料の納付  
「郵便局または銀行」  
○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出  
「年金事務所」  
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出  
「公共職業安定所」

## 編集後記

一〇連休もあり、道路情報ではあちらこちらで渋滞と表示されているのを見ながら、研究会出席や事務所だよりの原稿準備など、普段の月末と変わりがなく過しています。（きん）

## 藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017  
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504  
TEL・075-611-5300  
FAX・075-606-1906  
e-mail :  
fujita.office-1@k-fujita-sr.com  
URL http://k-fujita-sr.com